社会福祉法人七飯町社会福祉協議会感染対策に関する指針

１．基本的な考え方

社会福祉法人七飯町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、利用者及び職員の健康と安全を守るため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、拡大しないよう速やかに対応する体制を構築することが必要である。

感染予防、再発防止対策及び感染事例発生時の適切な対応など、本会における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援の提供を図るため本指針を定める。

２．感染症対策検討委員会の設置

本会は、感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族への適切な対応を行うため、感染症対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、当会第三者委員も出席する法人課長会議が兼ねるものとする。

（１） 委員会の役割

ア　感染防止に関する基本的な方針や計画に関すること

イ　感染予防に関する具体的対策を職員への周知に関すること

ウ　感染症が発生した場合の対応に関すること

エ　感染症発生の原因分析と再発防止に関すること

（２） 委員会の開催

委員会は、年３回開催するほか、感染事案発生時等、必要に応じて開催する。

３．感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（１）平常時の対策

ア　委員会は、適切な感染予防・再発防止策等を整備する体制の構築に取り組む。

イ　職員が感染源となることを予防し、職員及び利用者を感染の危険から守ることを目的に日常支援にかかる感染管理として、以下の項目を定める。

① 職員の健康管理

・職員健康診断の実施

・職員の体調管理に努める

・職員へ感染対策の方法等を教育・指導

・感染した場合の方針を明確にし、対応について準備する。

② 利用者の健康管理

・利用者の体調把握に努める

・利用者の感染対策実施状況を把握し支援する。

③ 標準的な感染予防策

・手指衛生の実施、適切な方法を指導する。

・防護具の適切な使用方法を指導する。

・食事支援時の適切な対応方法を指導する。

・排泄支援時の適切な対応方法を指導する。

・上記以外の支援時の適切な対応方法を指導する。

④ 衛生管理

【環境整備】

・整理整頓、清掃を計画的に実施する。

・換気の状況（方法や時間）を把握する。

・効果的な環境整備について指導する。

【食品衛生】

・食品の入手、保管状況を確認する。

・調理工程の衛生状況を確認する。

・衛生的に調理できるよう指導する。

【排泄物等の処理】

・排泄物等の適切な処理について指導する。

ウ　職員教育を組織的に浸透させていくため、各課において研修を実施する。

エ　委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、定期的に指針の見直しを行う。

（２）発生時の対応

ア　感染が発生した場合は、各課マニュアルに従い、直ちに発生状況の把握に努める。

イ　感染発生後は、以下の感染拡大の防止策を実施する。

① 生活空間・動線の区分け（ゾーニング）

② 消毒

③ ケアの実施内容・実施方法の確認

④ その他感染拡大の防止に必要な対応

ウ　発生後は、必要に応じて以下の関係者への連絡をすみやかに行う。

① 渡島保健所

② 七飯町福祉課

③ 利用者及びその家族

この指針は令和８年４月１日から施行する